

問 合 せ 先	健康福祉局地域共生社会推進課 広島市社会福祉協議会
	264-6400（直通）

災害見舞金の支給

1 支援策の内容

災害見舞金を支給します。

2 対象者

令和 8 年度熊本地震で本市に避難して来られた方。

3 支給額

(1) 4 人以下の世帯：2 万円

(2) 5 人以上の世帯：3 万円

※児童のみで避難された場合も対象になります。

4 手続き方法

転入手続と併せて各区役所市民課・出張所窓口にて受け付けます。

5 問い合わせ先

お住まいの区の事務所へお問い合わせください。

広島市社会福祉協議会 中区事務所 (249-3114)

東区事務所 (263-8443)

南区事務所 (251-0525)

西区事務所 (294-0104)

安佐南区事務所 (831-5011)

安佐北区事務所 (814-0811)

安芸区事務所 (821-2501)

佐伯区事務所 (921-3113)

総務課 (264-6400)

6 実施開始日

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）